

様式1〔申し合わせ事項〕 【委員会、全協：共通様式】

令和6年 10 月 29 日

東員町議会

議 長 伊藤 治雄 様

東員町議会

南部 豊

研 修 報 告 書

研修期間	令和6年 10 月 10 日 (木) 【 1 日間】
研修（視察）先	1, 三重県四日市市
目的（テーマ等）	1, 四日市市災害時井戸登録要綱について
資料添付の有無	有 ・ 無

※ 研修概要、内容、所感などは、次ページに記入すること。

〔氏名：南部 豊 〕 研修概要、内容、所感

総務建設常任委員会では、活動方針の一つとして防災対策の中で、課題となっている水環境問題についての研修を（2回目）行った。

今回の研修は、お隣、四日市市の災害時井戸登録要綱についての研修。

四日市市 危機管理統括部

危機管理課 課長 後藤 明彦氏から説明者を受けた。

内容

Q 現在、災害協定を結んでいる件数はどれくらいありますか。

また、解除件数と主な解除理由は。

回答 過去の災害被災地では、トイレ・風呂・洗濯などの生活用水が不足したことから、市民が所有する井戸を「災害協力井戸」として登録し、災害時に地域の方々に、井戸水を生活用水として提供していただく制度を開始した。（平成24年8月より）

現時点の登録件数は、183件。

自噴井 18

電動ポンプ 152

手動ポンプ 9

手動、電動ポンプ 4

解除は近年では3件で、住宅の撤去や居住者が亡くなるなど、井戸の廃止や使用の取り止めの申し出があったもの。

Q 締結に際して重要となることは、どのようなことですか。

また、個人情報への配慮等。

回答 井戸の登録にあたっては、登録申出時に同意をいただき、個人情報の配慮から所在地のみの公表としており、これまでに得に問題は起こっていない。しかし、更新手続きがないため、所有者の変更や井戸の廃止などは個人からの申し出に基づいており、現状が把握できていない課題がある。また、個人が日頃から使用し管理している井戸を災害時に協力いただくものであるため、登録により市に管理が移るものではないことを、しっかり伝えておく必要がある。

Q 協定は行政側からお願いするものと思いますがいかがですか。

回答 個人の井戸の使用については、行政が把握できていないため、地域に協力を依頼し登録を申し出いただいている。

募集時期：平成24年8月1日～平成24年12月28日

以降も随時登録を行っている。

広報の仕方：広報誌への掲載、地域防災組織へ依頼文送付、記者発表、組回覧など。

Q 水質検査の要請があった場合、検査費用は行政負担ですか。

回答 市が登録時に限り、検査費用（水質調査 11 項目）を負担している。

市が水質検査機関に依頼。

*参考 金額 18,700 円／箇所（税込）

Q 民間所有の井戸の安全性等の確認日数はどれくらいですか。

回答 水質検査機関による検査結果がでるまでの 2 週間程度。

Q 発災後の協力井戸の BCP に民間企業の協力体制はありますか。

回答 災害時協力井戸は、基本的に個人所有物であり、個人の管理に委ねている。もし、所有者が不在であっても、地域住民の協定で使用することになると考えている。また、災害時により破損や臭気・濁りが確認される場合は使用を控えるよう要請する。

Q 住民に対しての看板管理と、その周知方法は。

回答 住民への周知方法は、市の防災ホームページで、災害時協力井戸一覧（地区、所在地）を掲載している。また、現地に市から提供した災害時協力井戸の看板を設置している。

発災後に使用可能な場所についてホームページ等で公表を行う。

など、説明を受けた。

また、防災井戸として、市内 45 か所に設備すると共に避難場所の確保。市庁舎内の防災井戸の視察することができた。

今回の視察研修では、以前に研修を行った千葉県袖ヶ浦市。上総掘りの技術が、この地でも息づいている。

各被災地の自噴井や井戸が、生活用水の命をつなぐ一助となっている。

所感 わが町東員町も、55 の企業との協力体制が構築されていると伺っておりますが、発災時の初期対応にどれだけの実質的な対応が出来るのか未知の部分が多くあります。

この点についても、住民の皆様へ出来る限りの情報開示ができるよう行政や企業へ働きかけをしていきたいと強く感じた研修でした。